



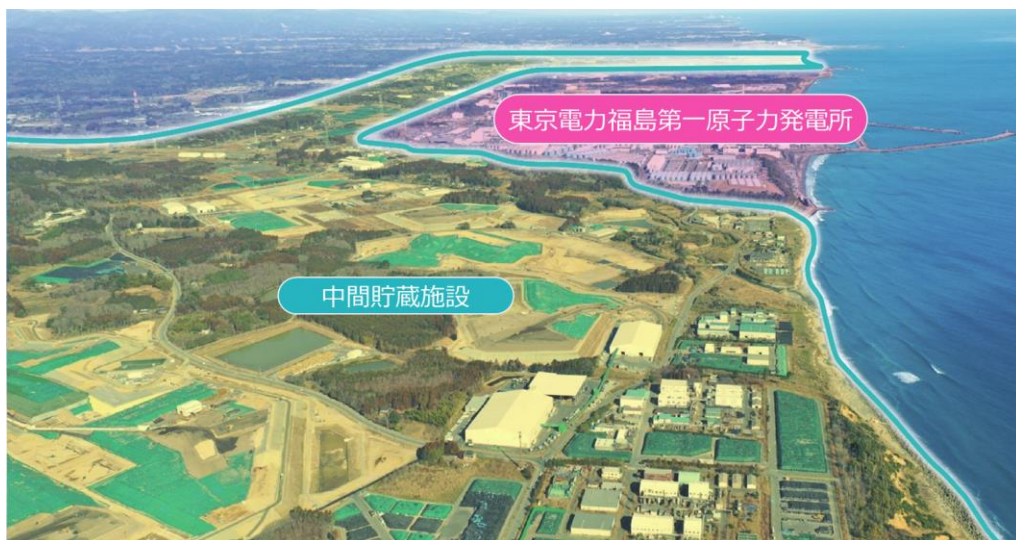
福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に 向けた再生利用等の取組状況について

令和 6 年12月20日

原発事故からの環境再生の概要

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出され、環境汚染が発生
- 環境省では、除染をはじめとした環境再生の取組を実施し、福島県内では大量の除去土壌が発生
- 福島県、大熊町、双葉町に受け入れていただき、中間貯蔵施設を整備
- 中間貯蔵施設は、大熊町・双葉町で約1,600haという広大な区域であり、地権者への丁寧な説明を尽くしながら、用地取得を実施
- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定

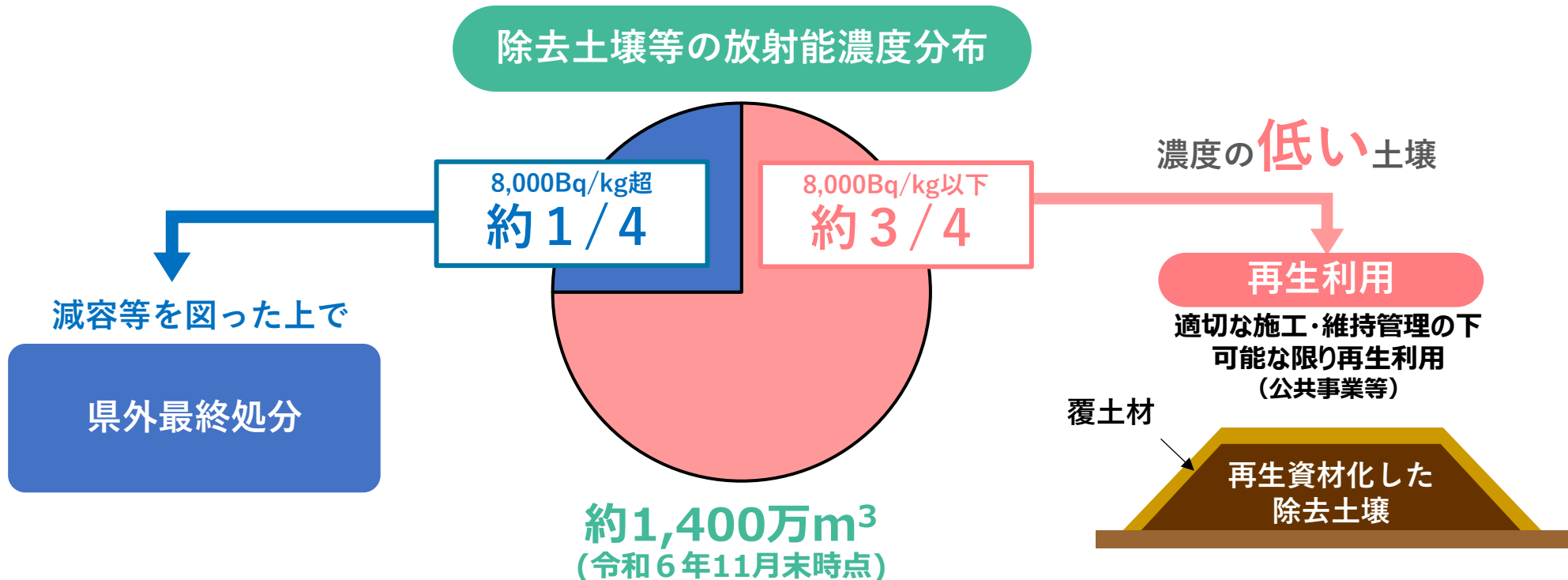
中間貯蔵施設全体



中間貯蔵施設における除去土壌の保管の様子



- 県外最終処分の実現に向けては、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減が鍵。
平成28年に策定した方針※に沿って、減容技術の開発、再生利用の実証事業、全国民的な理解醸成等を着実に進めている。
※「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」
- 令和6年度は戦略等の目標年度であり、これまでの取組の成果や、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、再生利用・最終処分の基準省令や、最終処分場の構造・必要面積等の複数選択肢の検討を進めている。



除去土壌の再生利用の安全性

- 除去土壌の再生利用に当たっては、放射線の国際的な安全基準として定められた公衆の追加被ばく線量限度(年間1mSv)※を踏まえ、**年間追加被ばく線量を1mSv以下**(これを満たす放射能濃度として**8,000Bq/kg以下**)とする。

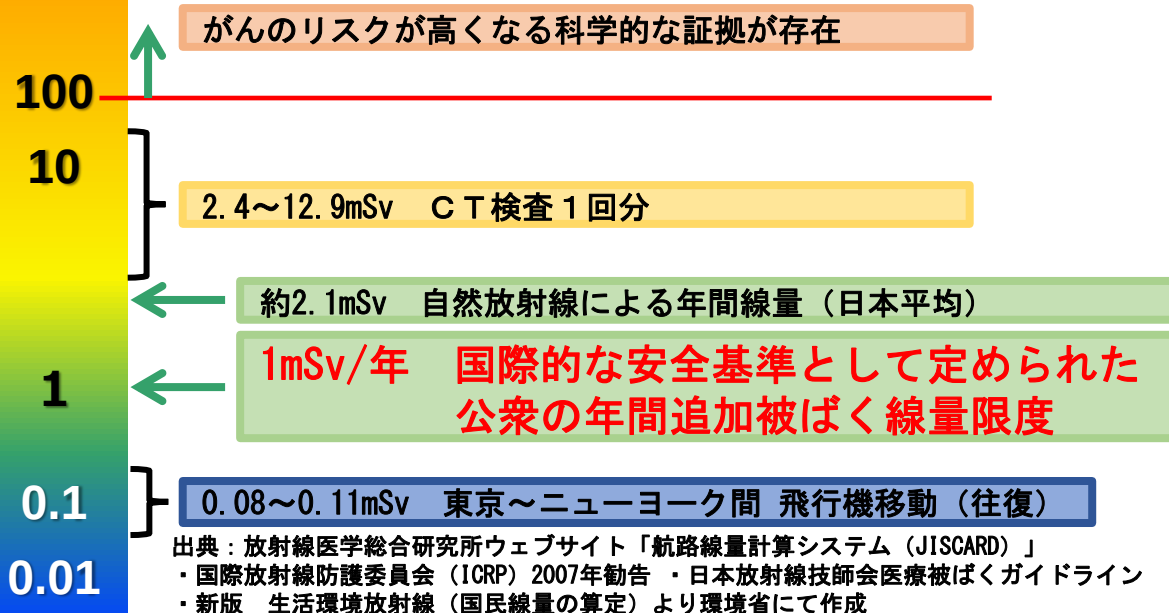
※仮に生涯にわたる被ばくが続いたとしてもリスクは十分に小さく、また、周辺住民・利用者への影響は自然界から受ける影響に比べても小さい。

- 本年9月、除去土壌の再生利用等に関するIAEA専門家会合の最終報告書が公表。報告書では、**再生利用等に係る環境省のこれまでの取組がIAEA安全基準に合致することのほか、以下の結論が示されている。**

- 年間追加被ばく線量1mSvという線量基準は、除去土壌の再生利用における適切な基準。
- 適切な管理のもとで、8,000Bq/kg以下の再生土壌を使用することにより、線量基準を十分達成することが可能。

被ばく線量の比較

mSv:ミリシーベルト



8,000Bq/kgの除去土壌による被ばく線量の算定結果



作業者
1mSv/年以下※

再生資材化した
除去土壌
8,000Bq/kg

※最も被ばく線量が高い作業者を想定
※上記に加えて、飛散流出防止のために行う覆土により、放射線の遮へい効果がある (厚さ30cmの場合は97.5%、厚さ50cmの場合は99.8%)。

福島県内における再生利用実証事業の概要

- 福島県内で実証事業を実施（飯舘村、中間貯蔵施設内等）
 - ・ 除去土壌の再生資材化の方法や除去土壌を用いて施工した盛土の安全性等を確認
 - ・ 実際に現場施工する際の課題や対応方策等を整理

◇飯舘村長泥地区での農地造成実証事業

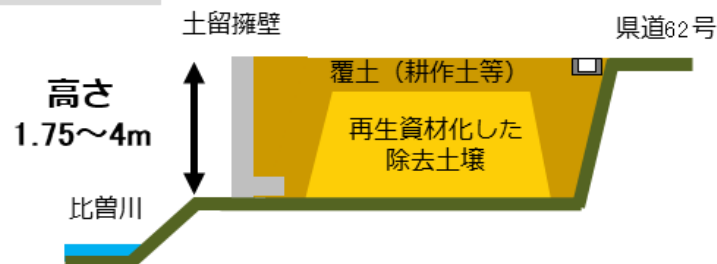


◇中間貯蔵施設内での道路盛土実証事業

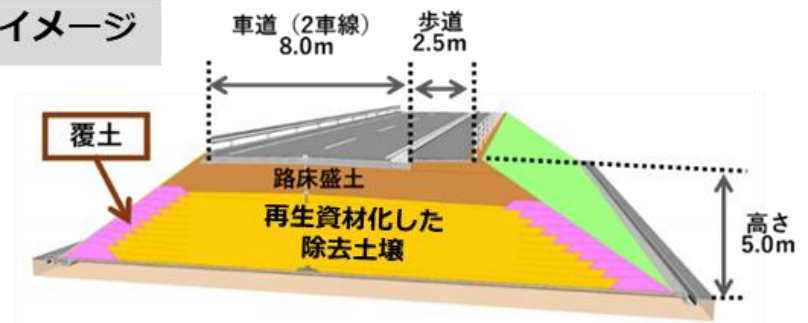


○施工着手:2022年10月 ○完成:2023年10月

農地造成イメージ



構造イメージ



○除去土壌の再生利用や最終処分に関する全国民的な理解醸成が必要不可欠。
大学生等の若い世代向けの理解醸成（大学等での講義等）、現地見学会、WEBメディアを活用した情報発信、除去土壌を用いた鉢植えの設置を始めとした各種取組を展開中。

※県外最終処分の方針についての認知度は、福島県内で約5割、福島県外で約2割。

若い世代向けの取組



大学等での講義

現場見学



福島県内市町村長

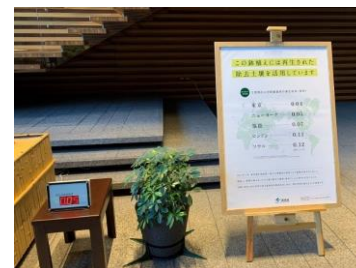
中間貯蔵施設 現地視察

WEBメディアを活用した 情報発信



WEBメディアと連携したイベント

除去土壌を用いた 鉢植えの設置



総理大臣官邸



福島、その先の環境へ。ツアー参加者

再生利用実証事業 現地視察



インフルエンサー（Youtuber）と
連携した情報発信



環境大臣室
〔2024年11月末時点で
23施設に設置済み〕

○「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する体制の強化について（令和6年12月20日 原子力災害対策本部）（抜粋）」

2. 政府の対応

（1）閣僚会議の設置

福島県内除去土壌等の2045年3月までの県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、原子力災害対策本部の下に、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置する。※

（2）基本方針の策定

（1）の閣僚会議において、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、再生利用の推進、再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション、県外最終処分に向けた取組の推進、を3本柱とした基本方針を策定する。

※内閣官房長官を議長、内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣を構成員とする「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置